

令和8年第1回臨時会

田舎館村議会会議録

令和8年1月26日 開会

田 舎 館 村 議 会

令和8年第1回田舎館村議会臨時会会議録目次

◎第1号 令和8年1月26日（月）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
出席事務局職員職氏名	2
開会及び開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案上程（議案第1号～議案第4号）及び提案理由説明	3
議案第1号 専決処分の承認について （専決第10号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第8号））	4
議案第2号 専決処分の承認について （専決第1号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第9号））	8
議案第3号 専決処分の承認について （専決第2号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第10号））	12
議案第4号 財産の取得について	18
閉会	22

令和8年第1回田舎館村議会臨時会会議録

議事日程第1号 令和8年1月26日（月） 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 専決処分の承認について（専決第10号）

第4 議案第2号 専決処分の承認について（専決第1号）

第5 議案第3号 専決処分の承認について（専決第2号）

第6 議案第4号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

- 1番 阿保 勇 人
- 2番 浅原 尚 子
- 3番 中山 勝 晴
- 4番 田澤 隆
- 5番 小野 正 幸
- 6番 平川 重 廣
- 7番 品川 正 人
- 8番 平田 隆 人

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川 新一
副	村	長 金枝 尚明
教	育	長 工藤 義明
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		阿保 春仁
厚	生	課 長 竹内 哲也
建	設	課 長 中村 甲一郎
企	画	観 光 課 長 浅利 高年

生涯学習課長 佐藤 勝彦

出席事務局職員氏名

事務局 長 相坂 朱美
主査 福士 貴子

開会及び開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、令和8年第1回田舎館村議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第1号」により進めます。

会議録署名議員の指名

議長（平田隆人議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番中山勝晴議員、4番田澤隆議員を指名いたします。

会期の決定

議長（平田隆人議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

先ほど、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議いたしましたところ、会期は本日1月26日、1日間に決定になりましたので、議会運営委員会の決定どおりとすることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間に決定いたしました。

議案上程（議案第1号～議案第4号）及び提案理由説明

議長（平田隆人議員）

日程第3 議案第1号専決処分の承認についてから、日程第6 議案第4号財産の取得についてまでの計4件を一括上程いたします。

村長から、提案理由の説明を求めます。品川新一村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長（品川新一）

令和8年第1回田舎館村議会臨時会にあたり、御提案いたしました議案について、その概要を申し述べ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号は、専決処分の承認についてであります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に関する補正予算として、令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第2号は、専決処分の承認についてであります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業などに関する補正予算として、令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第3号は、専決処分の承認についてであります。村道の除排雪費用と衆議院議員総選挙に関する補正予算として、令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第4号は、財産の取得についてであります。令和8年1月21日に締結した、バナナVisaギフトカードの物品売買仮契約について、本契約として契約を締結するため提案するものであります。

以上、御提案いたしました議案について説明申し上げましたが、慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

(降壇)

議案第1号 専決処分の承認について（専決第10号）

議長（平田隆人議員）

日程第3 議案第1号専決処分の承認についての、専決第10号令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第8号）の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

歳出の方なのですが。子育ての5目、これは1項社会福祉費のところの、3款の民生費になります。ここで、2,372万5,000円のこの、国庫支出金なんですけど、これはどういう名目で使っているのか。お分かりになる限りでお願いいたします。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。その財源については、歳入の方でも計上してございますけども、子育て世帯への臨時特別給付金給付子育て事業費補助金と子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金の合計が2,372万5,000円であります。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、説明がありました子育て世帯への臨時特別給付金。これは何かの事情があつてこの予算をつけて、これはあくまでも村のお金じゃなく、国とか県とか来るお金なんですか。お伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。国から来る補助金でございます。以上です。

（平川重廣議員「ありがとうございます。」と言う。）

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

歳出の方の社会福祉費の、3款民生費1目の社会福祉総務費。この中のふれあいセンターの75万9,000円。工事請負とありますが、この内容をちょっとお知らせしてもらえないかということでございます。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

お答えいたします。これは川部温泉の、ふれあいセンターの、排湯槽の清掃のときに、中を清掃したときに、亀裂等が発生したことによって、補修するための工事費でございます。内容については、FRPの樹脂とか硬化剤等々の補強資材、あと、汲み取り等の水中ポンプ等の作業料とか、それらのものの合計でございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

質疑ありませんか。

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

今このふれあいセンターのお金75万9,000円なんですが、私、以前聞いたのは社協、いわゆる委託している社協で、50万円以内であったら社協の方で修理ということなんですが、このぐらいのお金で、社協では修理しないで、やっぱりここにお金を出せということなんでしょうか。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。契約の中では、平川議員おっしゃるとおり50万円を超える場合は、村と社協が協議して、費用負担を協議するという内容となっております。今回については村が負担して修繕するということでお話しております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

これに伴って、休業とかそういうことは全くなく、素直に営業できるわけですか。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。材料等が、発注して用意、揃えば1日で済むということでしたので、月に1回休んでいる日に合わせて、その日に補修工事を行って、休業等は行っておりません。以上です。

（平川重廣議員「ありがとうございます。」と言う。）

議長（平田隆人議員）

質疑ありませんか。

2番、浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

3款民生費の2項児童福祉費、12節委託料特別給付金システム導入委託料143万について、御説明お願いいたします。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。子育て世帯への給付金のための通知や、振り込み等に係るための事務費、事務のためのシステムを構築するために業者をお願いしないとできないので、そのための委託の費用でございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第1号の専決第10号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第1号の専決第10号は、報告のとおり承認することに決定しました。

議案第2号 専決処分の承認について（専決第1号）

議長（平田隆人議員）

日程第4 議案第2号専決処分の承認についての、専決第1号令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第9号）の質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を求めてください。

ありませんか。

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

歳出の保健体育費、教育費の中の保健体育総務費。この中の18節小・中学生スポーツ大会等参加補助金。30万3000円ですか。ありますが、これについては、学校での取りまとめをしているものなのか。それとも、個人で大会に行きましたとそういう報告をしながら、補助金の申請をしなければいけないものなのか。少し、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤勝彦）

はい、お答えいたします。申請につきましては、学校の取りまとめではございません。個人からの申請、団体、チームのからの申請というふうになってございます。

議長（平田隆人議員）

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

今の団体若しくは個人ということなのですが、例えば中体連とか等々になると、学校若しくはチームでないと大会に参加できないわけですよね。そういったときに、例えば事情があってチームを離れた場合、個人になるわけですね。そうしたときに、その補助金を申請するにあたって、じゃあどうすればいいのかなっていうふうなのがちょっと考えられるので。その辺、どういうふうにすればいいのかなというのをお知らせ願えればと思います。

ちょっと分かりづらいですか。質問の内容、分かりません。

今まででしたら、学校の方に。どうなんでしょう、補助金そのものが学校の方に一括で入っていったるわけですか。それとも、教育課の方でそれは個々に、そういう学校の方から。例えば学校の方から、若しくは個人の方から申請があった場合に、個々に出してあるのか、その辺どうなんでしょう。補助金そのものの取り扱いといいますか。

議長（平田隆人議員）

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤勝彦）

はい、すみません。今回の小・中スポーツ大会の補助金につきましては、部活動に関しては学校教育課の方での取り扱いというふうになっておりまして。こちらでの補助金につきましては、団体からの、所属しているチーム名で出場した方の名前で申請していただくというふうになっておりまして。部活動に関しては、また別の申請というふうになっておりますので、よろしいでしょうか。

議長（平田隆人議員）

すいません。小野議員。最後の質問で。

5番（小野正幸議員）

はい、すみません。例えば。例えばで説明するのはあまり良くないんですが、やむを得ずチームを離れていた場合、個人になるわけですよね。チームでそういう大会に出た後での、やむを得ず離れなければならなくなった場合に、そういう場合には個人で教育課の方に申請をするのは可能ですか。

議長（平田隆人議員）

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤勝彦）

すいません。私もちょっと答えというか、回答の仕方があれだったかもしれませんが。この補助金につきましては、村内のチームを離れた場合であっても、あくまでも村内に、村内に在住する児童生徒に対しての補助金になっておりますので、その場合であっても、チーム名が村外であったとしても、チーム名と出場した方のお名前を書いていただいて、申請は可能でございます。村内在住であれば対象としております。以上です。

（小野正幸議員「ありがとうございます。」と言う。）

議長（平田隆人議員）

他に質疑ありませんか。

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

6番です。

2款1項の1目の18節、物価高騰対策地区会活動緊急支援給付金。この内容について、御説明求めます。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。国の方の物価高への、物価高騰対策の一つといたしまして、電気料であるとか、灯油代であるとか、そういった物価が高騰していることに対しまして、地区会の維持管理費、こちらの方を補助することによって、住民負担を軽減すると。地区会のコミュニティ活動を活性化させていくということで考えておりますので、1施設5万円の給付を予定してございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、総務課長がお話になりました地区一律5万円ということ。これは、私は非常に不公平だと思っております。例えば小さい地区、大きい地区、このコミュニティに携わるもの

も、やっぱり小さい地区と大きい地区ではお金が違うわけなんです。当然ながら、あくまでも基本は2万円なら2万円。そうして、あと人口または世帯割、そういうふうなやり方にしていただきたいわけなんです。村長はどういうふうに思っておりますか。

議長（平田隆人議員）

村長に聞いてるんですよ。

（平川重廣議員「村長に聞いてます。」と言う。）

村長。

村長（品川新一）

施設関係の維持費という絡みで、人口多いとか、人口少ないとか、そういうんじゃないかと、そういう意味合いでの補助でございますので。一律5万円という形で補てんしております。給付という形で決定しております。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

明後日28日、総代会の総会もあるわけなんです。やっぱりこういう助成を私はなくしたい。なぜなくしたいというならば、やっぱり住民一人一人に手厚くいくお金なんです。それがここで言うのも大変失礼なんです。小さい地区も大きい地区も5万円という。ありえない。ただのばらまきにより私は思わないんですけども、村長いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。今、村長の方で御説明ありましたけども、人口の多いところは施設の維持費につきましては、1人当たりの経費が少ないですし、逆に人口が少ないところは、施設の維持費にかかる費用と個人負担というのは多くなります。そういったことが地区会のコミュニティ活動に影響してはいけないということで、一施設統一の5万円ということで判断しております。以上です。

議長（平田隆人議員）

最後の質問です。

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、課長がおっしゃったことは、言葉では当然のことだと思いますが、ぜひとも来年、それを改正して、やはり人口別に手厚く、コミュニティのお金が最後の最後、隅々まで渡るようにしていただきますようお願いいたします。

議長（平田隆人議員）

他に質疑ありませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第2号の専決第1号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第2号の専決第1号は、報告のとおり承認することに決定しました。

議案第3号 専決処分の承認について（専決第2号）

議長（平田隆人議員）

日程第5 議案第3号専決処分の承認についての、専決第2号令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第10号）の質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を求めてください。

ありませんか。

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

歳出、2款の総務費。この中の選挙費、ございますね。これについては、冬場の、それこそポスター貼りとかっていう作業が関わってくるのでございますが、その予算といたしますか、通常の前算プラスアルファで、これ出ているものか、ちょっと確認したいなという

ふうに思いますが。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。もう新聞等々で皆さんも御承知かと思いますが、ポスターの掲示場所につきましては、村内いつも46か所の掲示板を作成しておりますが、今回、雪の影響で5か所どうしても除雪ができないということで5か所減にしております。先週、職員と建設課の除雪隊で、ある程度掲示板の場所を除雪したんですが、週末のこの雪で、これからシルバーさんの方で無事に立てるかどうかなどいうのをちょっと気にはしておりますが、一応予算としましては、通常どおりの予算としては確保しております。数は減ってるんですけども、それとはまた別で、通常の予算として計上させていただいております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

ポスターの掲示板が五つも少なくなってるわけなんですね。そして、大体聞く話によりますと、浅瀬石川から役場寄りのこちらの方が主に、豊時もなんか少なくなってるような感じがしますが、それによって立候補者の不利なことは考えてないわけですか。このまま現在、豪雪のために五つ少なくしたと。夏でもこのまま何も利害がなければ、41で終わるという考えはお持ちですか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい。今回減らしたところというのは、要は一つの地区に3か所掲示するとか、そういった複数の箇所を掲示する中で一つ、どうしても道路から民地の方、奥に入っていく、その関係で除雪できないとかそういったところだけを除外しましたので、各地区全ての地区でポスターの掲示板が行われることには変わりはありません。

今回数を減らしたというのは、そういった理由からでございますので、今後につきましてこれを続けるとかそういったところの考えは今のところ持ってございません。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、総務課長がお話した、主の道路から側道に入ったような、そういうところを五つの対象にしたということなわけですね。極端に言えば。そうすると、あと41そのままいつでも何ら問題ないわけなんですよね。46から41に減にしちゃうと。それで何ら支障なければ経費もかからないし、41で結構なわけですので。いかがなものでしょうか。経費削減、節減のために41にさせていただきたいと思いますが。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、今現在のところそういった考えというのはないんですが、この辺につきまして、選挙管理委員会の方でもまた話をしながら、検討して参りたいとは思っておりますが、今現在は特段そこまでは考えておりません。以上です。

（平川重廣議員「ありがとうございます。」と言う。）

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。

2番、浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

同じく選挙費のところの12節の委託料のところなんですけれども、113万6,000円。それはやはりそこも通常よりは経費がかかっていない、押さえてあるということによろしいですか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

ポスターの掲示板の作成等々につきましては、やること自体夏も冬も同じでありますし。ただ設置をするときに、多少、例えば普段2人でやってるものがもう1人必要だとか、そういったところの膨らみはあるかも知れませんが、先ほど申し上げたとおり、数等につきましても、今までどおりの積算の数でやっておりますので。あくまでも予算ということで、決算になりますと当然減ることも覚悟しての予算となっております。以上です。

議長（平田隆人議員）

3番、中山議員。

3番（中山勝晴議員）

8款の土木費の3目除雪対策費でありますけれども、その中に12節委託料があります。この委託料の中には日曜日の除雪も含まれておるんですか。お聞きします。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

お答えします。日曜日というか、稼働時間で委託料の方算定しておりますので、その辺については入っているというふうな考えでよろしいかと思えます。以上です。

（中山勝晴議員「入ってる。」と言う。）

はい。稼働時間なので、この金額については、はい。以上です。

議長（平田隆人議員）

3番。中山議員。

3番（中山勝晴議員）

しかしながら、昨日だいぶ雪が降ったんですよ。それでも除雪が来てない。車がスタック、吹きだまりにはまって、動けない車が何台かおりました。そういうところの村で判断、きちっと判断して、除雪の方、何とかよろしくお願ひします。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

昨日については、夜中12時過ぎぐらいからの降雪でありましたので、なかなか出動はちよっとできなかった。ただ、昨日日中にですね、出れなかったんですけども、かなりの降雪ありましたので、野原とかそういう吹きだまりとか、解消できるところはできるだけやるように、その辺は指示しておりました。はい。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

今の中山議員の委託料について、再度お伺いしたいと思います。12節、13節、これ関連があると思うんですが、単なる除雪、幅出し、これにかかる経費なのか。いや、排雪を見込んでトラックの借り上げも結構ありますんで、排雪を見込んでの経費なのか。去年の雪を見るとある程度、今年の雪も予想しながら、予算計上してあるかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

お答えします。委託料については、業者への除雪の委託料で、そのトラックに関しては排雪経費だというふうな仕分けの仕方をちょっとしてもらえばいいかと思うんですけども。はい。一応、トラックは排雪のため、今後これから排雪をちょっと実施していくために、今回あげてます。委託料の追加については、通常の除雪で当初委託で見込んでた分よりも更にまた回数が増えそうなので、追加したというふうに思ってください。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

ということは、排雪に絡む今回専決ということの考え方でよろしいということで、いいですね。はい。以上です。

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。

4番、田澤議員。

4番（田澤隆議員）

同じく除雪対策についてですけれども。まず3節職員手当等あります。今現在、除雪対策何人体制で行っているのか。また、出勤するための重機ですね、重機類が現在何台で対応しているのか。それからです、委託料。これ委託されている事業者、現在の何社で対応しているのか。そこをちょっと伺います。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。今、除雪隊員が何人体制かということですが、まずそれは7名体制。除雪の機械については3台で、通常除雪は3台。通常除雪は3台体制で、あと歩道の除雪が1名乗ると。委託の業者についてですけれども、今6社で8工区が委託という考え方でよろしいかと思えます。以上です。

議長（平田隆人議員）

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第3号の専決第2号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第3号の専決第2号は、報告のとおり承認することに決定しました。

議案第4号 財産の取得について

議長（平田隆人議員）

日程第6 議案第4号財産の取得についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

1番、阿保議員。

1番（阿保勇人議員）

こちらのバニラVisaギフトカード。こちらVisaとなれば、村外でも多分使われることができるのではないかと思います。そうなると大変ありがたいことでもありまして、そこについて3点お聞きしたいんですけれども。このVisaギフトカードは1人につき、いくら支払われるものなのか。そして、いつごろこれが配布されるのか。そして、使用用途としては、村としてはどういう使われ方をするのを理想として作ったかお聞きしたいと思えます。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。このバニラVisaギフトカードについてはですね、村民1人に1万3,000円分のギフトカードを想定しております。

配布時期ですが、このVisaギフトカードが今全国で結構注目されておまして、納品が3月中旬から下旬ぐらいになるということです。そこから私たちの方のちょっと事務手続きを経て、4月中には皆様のお手元に配布順次される予定でございます。やはり枚数も多いですので、村民一人一人ということで7千百何人分になりますので、配布期間もですね、2か月程度を見込んでおります。

それから、用途ですけれども、議員おっしゃるとおりVisaカードですので、日本全国、世界各国で使えるカードとなります。村としてはですね、やはり昨今の物価高に対応するものとして考えておりますので、普段皆さんが例えば夕食とかお買い物をする際のスーパー等でお使いいただければいいなと思ってこちらを選択しております。以上です。

議長（平田隆人議員）

1 番、阿保議員。

1 番（阿保勇人議員）

ありがとうございました。Visaギフトカード使用用途、使用場所もこれは村でも使える場所ってというのは、ありますか。例えば、村の施設だったり、これから始まるレストランジャイゴとかでも使えるのかお伺いします。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。村内ですら、要はクレジットカードが使えるところは全部使えるんですが、村内の商店ですとか、どういったレジシステムが入っているかというのはちょっと把握しておりませんので。村の施設では、産直センターでは使用できます。これからレストランが始まりますが、そちらでどういったシステムが入るかちょっと分かりませんので、そちらをちょっと私の方からはお答えできません。以上です。

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。

6 番、平川議員。

6 番（平川重廣議員）

これは議案第4号で財産の取得ということですが、これ取得してしまっただけで4月頃のカードというお話今聞いたんですが。そうするともっと早くやっていたら、例えば1月の今日、26日でもやっていたら、亡くなる以前の人にももらえるわけなんですよ。4月までずっと伸ばしておくと、3月に亡くなった人はもらえないわけなんですよ。それはどういうふうに。例えば、3月までの中で亡くなった人にこれは来るとかっちゃうことはなく、ああ残念だで終わりなの。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。今回の議会をもって本契約となりますので、これが可決された後にですね、その枚数、例えば、今日現在の村民の生きてる方の人数を把握して、発注することになりますので。まだその期日というのを決定してませんので。ただ早めにそこは決定してですね、例えば3月に亡くなった方でも、今日生きてる方は使えるということになります。ただ亡くなっているの、そこは相続になると思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

よろしいですか。

平川議員。

6番（平川重廣議員）

そうすると、1万3,000円だよ。もったいないよね。何で。例えば、今日さ、ここで可決して、やったんだから、権利はあるわけなんですよ。けども、それ亡くなったら、今度は相続手続きが面倒だ。家族、例えば私でもね、女房死んだら手続き面倒だから、ならいらないと、こういうふうになるけれども。1万3,000円のギフトカードの手続き、相続というのはかなり面倒なものでしょうか。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。相続に関しましては、通常の相続と同じですので、例えば土地とか、家屋とか、現金ですとか、そういったものと同じ取り扱いになると思われま。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

単純に言うと、それでは今日からこのカードをもらうまでに亡くなった人は、まず損だということで、そういうふうによりならないね。そのために相続するかっていう、やったら大変なことですよ。ということで、総務課長、首傾げてるけれども。やはりもっと手続きを早くしていただかないと、4月にこれをよこすっていうことは、2、3、この寒い

とき、1人2人亡くなるわけじゃないんですよ。かなり亡くなるんで、手続きを早くするっていうことは到底できないですよ。ぜひ手続きを早くして、香典代わりに持たせてくださいよ。以上です。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。今回のこのバニラVisaギフトカードについては、ちょっと事務手続きを早くできませんので、申し訳ありませんが。例えばこれをですね、紙の商品券にしたりとした場合もですね、同じぐらいの期間もかかりますし。ましてや紙の商品券、村内でどこで使うんだというふうになりかねないので。そういったことをいろいろ考慮した結果、このVisaギフトカードを選択したんですが。思いのほか全国でそのVisaギフトカード、こういったギフトカードがここしかありませんので。その中でも田舎館村としては早めに問い合わせをかけて、予約をしている、予約というか、状態ですので、早めに動いた方なんです。どうしてもギフトカード会社の方では3月中でないと納品できないということでしたので、そこは御理解いただきたいと思います。以上です。

（平川重廣議員「ありがとうございます。」と言う。）

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

議会運営委員長より、閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び、議長の諮問に関する事項を審査するため、議会運営委員会を開催する旨の申し出がありましたので、開催することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、閉会中に議会運営委員会を開催することに決定しました。

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

各常任委員長より、閉会中に所管事務に関する調査のための、常任委員会を開催する旨、申し出がありましたので、開催することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、閉会中に各常任委員会を開催することに決定しました。

閉会

議長（平田隆人議員）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

令和8年第1回田舎館村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

田舎館村議会議長 平 田 隆 人

会議録署名議員 中 山 勝 晴

会議録署名議員 田 澤 隆